

2023年 (2022.12.1~2023.11.30)

全圧連福祉共済制度

ご加入のおすすめ

- 災害保障特約付団体定期保険
- 全圧連見舞金制度

制度の特長

1. お手頃な掛金で大きな保障が得られます。
2. 業務上・業務外を問わず24時間保障されます。
3. 制度への加入申込み、保険金等の受取人は事業主となります。
4. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
5. 保険期間は1年で剰余金が生じた場合には配当金として還元されます。
6. 医師の診査はなく告知書扱いで加入できます。
7. 掛金のご指定の口座からの自動振替です。
8. 入退社に伴う加入・脱退の手続きが毎月できます。

**全圧連独自の自家共済！
2021年度より改定！**

保険期間中に不慮の事故により
3日以上通院したとき、1口につ
き5,000円の通院見舞金を給
付します。(年1回限度)



この保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。
保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

一般法人 **全国ヨーク圧送事業団体連合会**

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-13-5 藤野ビル7階
TEL 03-3254-0731 (代) FAX 03-3254-0732

保障内容と月払掛金

希望の口数をご自由に選択してください。

加入口数		1口		2口		3口		4口		5口		
保 障 内 容	病 気 に よ る 場 合	死 亡 保 険 金 〔病気等により死亡されたとき〕	200 万円		400 万円		600 万円		800 万円		1,000 万円	
		高 度 障 害 保 険 金 〔病気等により別表1の第1級 (高度障害状態) になられたとき〕										
	不 慮 の 事 故 に よ る 場 合	死 亡 保 険 金 災 害 保 険 金 〔不慮の事故または別表2の 感染症により死亡されたとき〕	300 万円		600 万円		900 万円		1,200 万円		1,500 万円	
		高 度 障 害 保 険 金 障 害 給 付 金 〔不慮の事故により別表1の第 1級(高度障害状態) になられ たとき〕										
		障 害 給 付 金 〔不慮の事故により別表1の第 2級～第6級の障害状態にな られたとき〕	70万円～ 10万円		140万円～ 20万円		210万円～ 30万円		280万円～ 40万円		350万円～ 50万円	
		入 院 給 付 金 〔不慮の事故により5日以上入 院されたとき、ただし120 日限度〕	1日につき 1,500円		1日につき 3,000円		1日につき 4,500円		1日につき 6,000円		1日につき 7,500円	
	全 圧 連 見 舞 金 制 度	疾 病 入 院 見 舞 金 〔病気により14日以上入院さ れたとき(年1回限度)〕	10,000円		20,000円		30,000円		40,000円		50,000円	
		通 院 見 舞 金 〔不慮の事故により3日以上通 院されたとき(年1回限度)〕	5,000円		10,000円		15,000円		20,000円		25,000円	
月 払 掛 金 (概 算)	年齢(生年月日) 性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	15歳～35歳 (S62.6.1生～H20.5.31生)		608	525	1,216	1,050	1,824	1,575	2,432	2,100	3,040	2,625
	36歳～40歳 (S57.6.1生～S62.5.31生)		660	607	1,320	1,214	1,980	1,821	2,640	2,428	3,300	3,035
	41歳～45歳 (S52.6.1生～S57.5.31生)		746	653	1,492	1,306	2,238	1,959	2,984	2,612	3,730	3,265
	46歳～50歳 (S47.6.1生～S52.5.31生)		888	757	1,776	1,514	2,664	2,271	3,552	3,028	4,440	3,785
	51歳～55歳 (S42.6.1生～S47.5.31生)		1,102	881	2,204	1,762	3,306	2,643	4,408	3,524	5,510	4,405
	56歳～60歳 (S37.6.1生～S42.5.31生)		1,406	1,009	2,812	2,018	4,218	3,027	5,624	4,036	7,030	5,045
	61歳～65歳 (S32.6.1生～S37.5.31生)		1,930	1,207	3,860	2,414	(単位: 円)					
	66歳～70歳 (S27.6.1生～S32.5.31生)		2,660	1,487	5,320	2,974	☆更新時の年齢により、掛金は変わりますのでご確認ください。					
	71歳 (S26.6.1生～S27.5.31生)		3,352	1,841	6,704	3,682	☆記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出 初回より適用します。					
	72歳 (S25.6.1生～S26.5.31生)		3,664	2,005	7,328	4,010	☆記載の掛金は加入総口数が500口以上2,500口未満の場合 です。					
	73歳 (S24.6.1生～S25.5.31生)		4,026	2,197	8,052	4,394	☆掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から 度運営費を除いた分をいいます。)					
	74歳 (S23.6.1生～S24.5.31生)		4,446	2,409	8,892	4,818	☆全圧連見舞金制度は当連合会独自の制度です。なお、見舞金は 度運営費の一部によってまかなわれます。					
75歳 (S22.6.1生～S23.5.31生)		4,942	2,639	9,884	5,278	☆全圧連福祉共済制度は、(一社)全国コンクリート圧送事業団体 合会が太陽生命と締結した団体定期保険契約と連合会独自の見 舞金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。この制度は、 の運営を安全かつ円滑にするため、内容の一部を変更すること あります。						

★ 保障内容について ★

- ◆ 死 亡 保 険 金 保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。
- ◆ 高 度 障 害 保 険 金 加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に別表1の第1級(高度障害状態)に該当されたとき、お支払いします。
- ◆ 災 害 保 険 金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき、または保険期間中に発病した別表2の感染症により死亡されたとき、お支払いします。
- ◆ 障 害 給 付 金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表1の障害状態に該当されたとき、お支払いします。
- ◆ 入 院 給 付 金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に日本における病院・診療所またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設にその傷害の治療目的で5日以上入院されたとき、1日につき、所定の入院給付金をお支払いします(1日目から)。ただし、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度としてお支払いします。

※不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故で約款に定めるものをいいます。

制度の取扱

制度の趣旨

当制度は、被保険者の遺族および被保険者の生活保障を目的とするものです。

加入資格

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会に所属する会員事業主、役員および従業員ならびに事務局の役職員の方で、加入（増額）申込日現在健康で正常に就業している、更新日現在 **14歳6カ月超65歳6カ月まで**の方全員を加入させていただきます。
ただし、**60歳6カ月超**の方は、**2口（400万円）**を限度とします。
加入事業所が会員資格を失った場合、この制度から脱退となります。

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で **75歳6カ月まで**継続加入できます。ただし **60歳6カ月超**の方は、**2口（400万円）**を限度とします。

被保険者同意

加入・増額に際しては、被保険者となるべき方全員に保険加入・増額に同意することを確認していただきます。
その際、被保険者となることに同意された全員の方の記名・押印のある申込書（同意確認書）をご提出ください。

掛金

掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。保険料（掛金－制度運営費）は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。
掛金は、会員事業主の負担で月払です。
ご指定の金融機関の口座より自動振替します。振替日は毎月27日で、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

保険期間

2022年12月1日（更新日）から2023年11月30日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。
特にお申し出がなければ自動的に更新継続します。
ただし、保険期間の途中で加入される方については、中途加入日より2023年11月30日まで、以後1年ごとに更新します。
加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。

中途加入・脱退

中途加入および脱退については、月1回取扱います。

（例）・既加入事業所

9月1日までに申込みされた場合、10月1日付の取扱いとなります。
（加入は10月1日より保障、脱退は9月30日までの保障となります。）

・新規加入事業所

8月20日までに申込みされた場合、10月1日付の取扱いとなります。

ただし、加入口数の変更（増額・減額）は、年1回（12月1日）の取扱いとなります。

効力発生日

ご加入（増額）申込み後、2022年12月1日より効力が発生します。
保険期間の途中で加入される場合は、申込み後、中途加入日より効力が発生します。
※全圧連福祉共済制度は今後の1年ごとの保険収支により更新できなくなる場合もあります。

受取人

保険金・給付金受取人は被保険者の同意を得て、会員事業主とします。
ただし、保険金・給付金の支払いの際には、被保険者または被保険者の遺族の了解が必要となります。
遺族とは、労働基準法施行規則第42条および第43条で定められる順位の方とします。

配当金

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。
保険期間の途中で脱退された場合は、配当金のお支払いはありません。

申込方法

別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、連合会事務局を通じてお申込みください。
更新時の申込書締切日は、更新事務処理上10月14日です。

税務上の取扱

法人が役員および従業員のために負担した掛金は、全額損金として処理できます。その掛金は役員および従業員の所得税の対象となりません。
個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費として処理でき、その掛金は従業員の所得税の対象となりません。
〔2022年6月現在の税制〕

<個人情報に関するお知らせ>

この保険は、一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会（以下、全圧連）を保険契約者、全圧連所属単協（以下、単協）所属の会員事業主（以下、会員）、役員および従業員を加入対象として運営されます。当保険の運営にあたっては、各会員は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）〔以下、個人情報〕を取扱い、各会員から単協を経由または直接全圧連へ提供いたします。全圧連および単協は提供された個人情報を保険運営のため取扱い、全圧連が保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。
生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、全圧連に上記目的の範囲内で提供します。全圧連は単協および各会員に個人情報を提供し、単協および各会員は個人情報を保険運営のため取扱いします。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き全圧連、単協、会員および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

〔別表1〕障害等級表兼給付割合表（公的な身体障害者認定基準等とは異なります。）

等級	障害状態	給付割合
第1級 (高度障害)	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または咀嚼咽頭器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または咀嚼咽頭器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

【高度障害状態に関する補足説明】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- （1）視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表1の障害状態第2級～第6級の詳細は団体にお問い合わせください。

保険金等の支払いに関してはつぎに該当した場合、支払われないこともありますので申込みの際特にご注意ください。

＊増額部分に該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

★死亡・高度障害保険金が支払われない場合

- ① 加入（増額）日から起算して1年以内における被保険者の自殺（死亡保険金）
- ② 被保険者の故意（高度障害保険金）
- ③ 保険契約者、保険金受取人の故意（死亡・高度障害保険金）
- ④ 戦争その他の変乱（注）（死亡・高度障害保険金）
- ⑤ 保険契約者または被保険者の告知内容が故意または重大な過失によって事実と異なるとき

★災害保険金、障害給付金、入院給付金が支払われない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 災害保険金受取人、障害給付金受取人または入院給付金受取人の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（注）

（注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さい場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金・給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

※別表1の給付割合は、災害保障特約による災害保険金（1口につき100万円）に対するものです。

※この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われます。

ただし、本表以外の障害状態等については支払われませんのでご注意ください。

〔別表2〕災害保険金の支払対象となる感染症

平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフスA（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎＜ポリオ＞（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミア・コンゴ出血熱（A98.0）、マールブルグウイルス病（A98.3）、エボラウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群（SARS）（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）（U04）

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。））であるものに限り。）を含めます。

ご加入のみなさまへ 特に重要なお知らせ（重要事項説明）
団体定期保険（契約概要）

この「団体定期保険（契約概要）」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはパンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。
なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者（団体）に配付されています。

1. 商品名称

団体定期保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

しくみ図（イメージ）



* 保険金額・給付金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

また、制度内容は将来の更新時等にご契約者（団体）により変更されることがあります。

* 加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。

3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。

また、お支払方法、お支払経路等もご契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。

○保険期間中に、死亡された場合

○加入（増額）日以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合

5. 保険金等のお支払制限について

保険金等の支払事由に該当し保険金等が支払われた後、保障が消滅する場合

○お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。

○高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご加入のみなさまへ 特に重要なお知らせ（重要事項説明）
団体定期保険（注意喚起情報）

この「団体定期保険（注意喚起情報）」は、ご加入（増額）のお申込みに際して特にご注意ください。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

【ご意向に沿ったお申込内容かご確認ください】

ご加入（増額）時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください。ご加入、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- ①保障内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など） ②保険金額
③保険料 ④保険料払込方法 ⑤保険期間

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。

ご加入（増額）のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入（増額）のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入（増額）を解除させていただきます。保険金等をお支払いしないことがあります。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入（増額）のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入（増額）のお申込みにはクーリング・オフの適用がありません。

2. ご加入（増額）の責任開始期

- ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社のご加入（増額）を承諾した場合、所定の「加入（増額）日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入（増額）を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

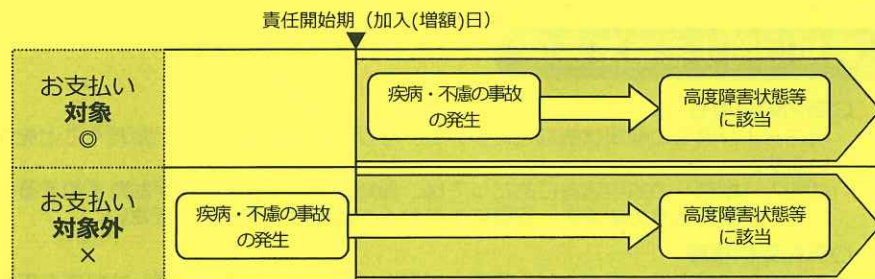
○免責事由（死亡・高度障害保険金の場合）

- ・加入（増額）日から起算して1年以内における被保険者の自殺（死亡保険金）
- ・保険契約者、保険金受取人の故意（死亡・高度障害保険金）
- ・被保険者の故意（高度障害保険金）
- ・戦争その他の変乱（死亡・高度障害保険金）（注）

（注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

○加入（増額）日前の疾病や不慮の事故（高度障害保険金等の場合）

高度障害状態等の原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じている場合
（原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。）



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金等の支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金等のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

- 契約に関する諸手続き、当書面に関するご照会（全圧連福祉共済制度）
契約者連絡先：一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会
TEL 03-3254-0731

- その他のご照会

引受保険会社：太陽生命保険株式会社 団体保険課
03-3272-6268 / 0120-937-508（通話無料）

*IP電話の一部は利用不可

受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

太陽一勸一企保M-22-002（2022年4月改訂）